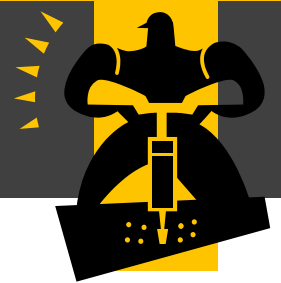


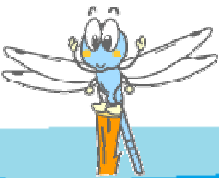
研修限り

解体等工事における事前調査等について ～大気汚染防止法の改正による石綿飛散防止対策の強化～

令和6年
広島県環境県民局環境保全課



一部、環境省法改正説明資料を抜粋、加工して作成しています。



改正後の解体等工事に係る規制概要

- ※1 特定建築材料: 吹付け石綿(レベル1)、石綿含有断熱材、保温材、耐火被覆材(レベル2)、石綿含有成形板等(レベル3)
 ※2 特定工事・特定粉じん排出等作業
 : 特定建築材料が使用されている建築物・工作物の解体・改造・補修作業

発注

<凡例>
 青枠: 現行制度
 赤枠: 改正

事前調査(特定建築材料※1の使用有無の調査)(元請又は自主施工者)(第18条の15第1項・第4項)

特定建築材料なし | 特定建築材料(レベル1~3)あり = 特定工事※2に該当

特定建築材料(レベル3のみ)あり | 特定建築材料(レベル1・2)あり

事前調査結果・届出内容の発注者への説明(元請)(第18条の15第1項)

事前調査結果の
 ・記録の作成・保存(元請・自主施工者)(第18条の15第3項・第4項)
 ・都道府県知事への報告(元請・自主施工者)(第18条の15第6項)

報告義務違反
 虚偽報告
 第35条第4号

下請負人への説明(元請)(第18条の16第3項)

事前調査結果の掲示(元請・自主施工者)(第18条の15第5項)

都道府県知事への届出
 (発注者・自主施工者)(第18条の17)

届出義務違反
 (第34条第1項第1号)

計画変更命令
 (第18条の18)

命令違反
 (第33条の2第1項第2号)

解体等工事

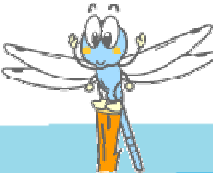
特定粉じん排出等作業※2
 除去等の措置 作業基準の遵守
 (元請・下請)(第19・18条の20)

除去等措置違反
 第34条第3号

作業基準適合命令等
 (第18条の21)

特定粉じん排出等作業の記録の作成・保存
 (元請・自主施工者)(第18条の23第1項・第2項)
 作業終了後の発注者への報告・報告書面の保存(元請)(第18条の23第1項)

命令違反
 (第33条の2第1項第2号)



事前調査結果の都道府県知事等への報告について

NEW

□ 事前調査結果は都道府県知事等に報告する必要があります。

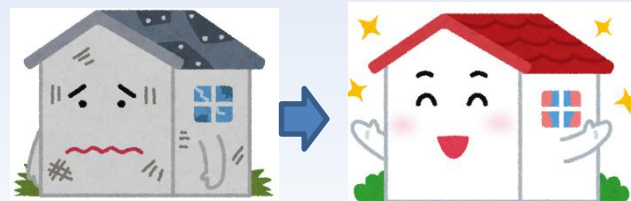
施行 令和4年4月1日

□ 報告の対象(新規則第16条の11第1項)



解体工事

床面積合計80m²以上



建築物の改造・補修工事

請負代金合計100万円以上
(材料費・消費税を含む。)



工作物[※]の解体・改造等工事

請負代金合計100万円以上
(材料費・消費税を含む。)

※環境大臣が定めるものに限る

□ 事前調査結果の報告対象工作物(令和2年環境省告示第77号)

- ・反応槽
- ・加熱炉
- ・ボイラー及び压力容器
- ・配管設備(建築物に設ける給水設備等を除く)
- ・焼却設備
- ・煙突(建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く)
- ・貯蔵設備(穀物を貯蔵するための設備を除く)
- ・発電設備(太陽光発電設備及び風力発電設備を除く)
- ・変電設備
- ・配電設備
- ・送電設備(ケーブルを含む)
- ・トンネルの天井板
- ・プラットホームの上家
- ・遮音壁
- ・軽量盛土保護パネル
- ・鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板
- ・観光用エレベーターの昇降路の囲い(建築物であるものを除く)
(R5.10.1～)



事前調査結果の都道府県知事等への報告について

※令和4年4月1日から適用

□ 報告の内容(新規則第16条の11第2項)

都道府県等が事前調査が適切に行われたか判断できるよう、事前調査の方法及び結果のほか、建築物等の構造、使用されている建築材料の種類など。

事前調査結果の報告は原則として、**「石綿調査結果報告システム」**において行います。

事前調査報告システムを利用は、「gBizID」の登録が必要となります。



石綿事前調結果報告システム

<https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp/shinsei/>



gBizID

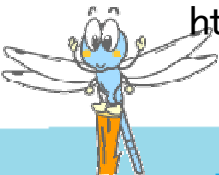
<https://gbiz-id.go.jp>

※ 書面での事前調査結果報告書の様式、記載例は以下のサイトに掲載
ecoひろしま～環境情報サイト～

「5 届出書様式・記載要領、測定記録表 1)大気汚染防止法」

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/eco/e-e1-gaiyo-gaiyo06-1.html>

09 事前調査結果報告書



事前調査の資格要件について

区分	建築物	工作物		
		特定工作物※		特定工作物以外
詳細な区分	—	1 反応槽 2 加熱炉 3 ボイラー 及び圧力容器 4 配管設備 5 焼却設備 7 貯蔵設備 8 発電設備 9 変電設備 10 配電設備 11 送電設備	6 煙突 12 トンネルの天井板 13 プラットホームの上家 14 遮音壁 15 軽量盛土保護パネル 16 鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板 17 観光用エレベーターの昇降路の囲い (R5.10.1～)	塗料その他の石綿等が使用されているおそれがある材料の除去作業を伴う場合
調査実施者 (必要な知識を有する者)	・建築物石綿含有建材調査者 ・R5.9.30以前に(一社)日本アスベスト調査診断協会に登録された者	工作物 石綿事前調査者	建築物石綿含有建材調査者等 または 工作物石綿事前調査者	
施行日	R5.10.1～	R8.1.1～		

※特定工作物: 特定建築材料が使用されているおそれが大きいものとして環境大臣が定める工作物(令和2年環境省告示第77号)

「必要な知識を有する者」になるには…

登録講習機関が実施する講習を受講し、修了する必要があります。

石綿総合情報ポータルサイト top>講習会情報

<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/course/>

中国・四国エリア

鳥取：建設業労働災害防止協会 鳥取県支部
島根：建設業労働災害防止協会 島根県支部
一般社団法人 島根労働基準協会
岡山：建設業労働災害防止協会 岡山県支部
一般社団法人 岡山県労働基準協会
広島：建設業労働災害防止協会 広島県支部
中央労働災害防止協会 中四国安全衛生サービスセンター
山口：建設業労働災害防止協会 山口県支部
香川：建設業労働災害防止協会 香川県支部
一般社団法人 香川労働基準協会
愛媛：建設業労働災害防止協会 愛媛県支部
徳島：建設業労働災害防止協会 徳島県支部
高知：建設業労働災害防止協会 高知県支部

九州エリア

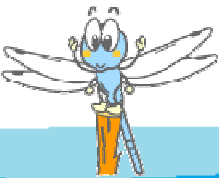
福岡：建設業労働災害防止協会 福岡県支部
一般財団法人西日本産業衛生会
佐賀：建設業労働災害防止協会 佐賀県支部
長崎：建設業労働災害防止協会 長崎県支部
一般社団法人長崎県労働基準協会
熊本：建設業労働災害防止協会 熊本県支部
大分：建設業労働災害防止協会 大分県支部
宮崎：建設業労働災害防止協会 宮崎県支部
鹿児島：建設業労働災害防止協会 鹿児島県支部
公益社団法人鹿児島県労働基準協会
沖縄：建設業労働災害防止協会 沖縄県支部

複数県エリア

複数県エリア

- 一般財団法人 日本環境衛生センター〔全国（主要地域）〕
- 一般社団法人 環境科学対策センター〔全国（主要地域）〕
- 建設業労働災害防止協会〔全国〕
- 株式会社 安全教育センター〔青森、岩手、秋田、宮城、福島、東京、大阪〕
- 住建センター株式会社〔全国〕
- 一般社団法人 企業環境リスク解決機構〔全国〕
- 株式会社 建設業安全推進協会〔北海道、東京、愛知、大阪、福岡〕
- 株式会社 ERIアカデミー〔全国〕
- 技術技能講習センター株式会社〔東京、神奈川、千葉〕
- 一般社団法人 日本ボイラ協会〔東京、広島、愛媛、熊本〕
- SAT株式会社〔東京、大阪〕
- 株式会社 那加クレーンセンター〔岐阜、東京、大阪、愛知〕

※ 申込方法や他の講習については、講習実施機関へ問い合わせてください。



【大気汚染防止法の改正について】

(石綿総合情報ポータルサイト)

<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/>

(環境省HP)

http://www.env.go.jp/air/post_48.html

○建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル

https://www.env.go.jp/air/asbestos/post_71.html

(県HP)

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/eco/r02asbesuto-kaisei.html>

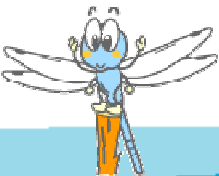
○改正法周知用チラシ・リーフレット

【フロン法の改正について】

(県HP)

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/46/r020401kaiseifuron.html>

※随時、情報を更新しますのでご確認ください。



フロン排出抑制法による建物解体時の規制強化について

建設・解体業者の皆様へ

フロン排出抑制法の改正により 建物解体時の 規制が強化されました。

2020年
4月施行

フロン排出抑制法の 対象となる機器

業務用のエアコン、
冷凍冷蔵機器のうち、
フロン類が
使われているもの



建設・解体業者

やるべきこと

- 解体する建物において業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器の有無を事前確認し、その結果を書面で発注者に説明。
改正点 その書面の写しを3年間保存。
- フロン類の回収を充填回収業者に依頼。(工事の発注者から充填回収業者へのフロン類引渡しを委託した場合)
- フロン類が回収されていることを確認し廃棄物・リサイクル業者に機器を引渡し。



**フロン類をみだりに放出した場合、
1年以下の懲役 または 50万円以下の罰金**

工事の発注者



改正点
フロン類を未回収のまま行う機器廃棄は直接罰の対象。

**違反した場合、
50万円以下の罰金**

廃棄物・ リサイクル業者



改正点
フロン類の回収が確認できない機器の引取りは禁止。

**違反した場合、
50万円以下の罰金**

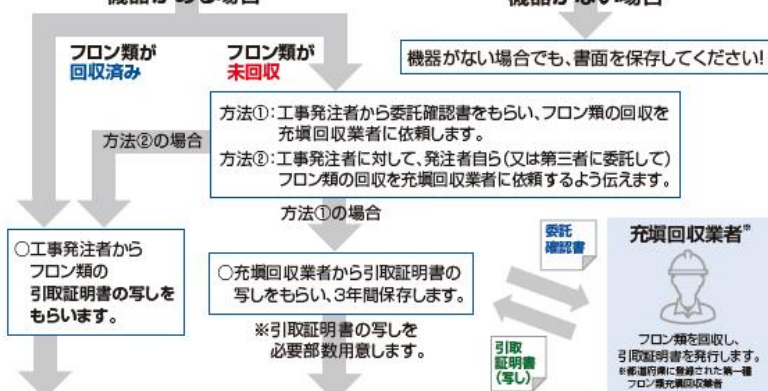
ビル・商業施設の解体工事を依頼されたら...

- 解体する建物において業務用のエアコンや冷凍冷蔵機器の有無を確認します。
- 事前確認書面に結果を記入し、その内容を工事発注者に説明します。
- 書面を工事発注者と解体業者がそれぞれ3年間保存します。

事前確認
書面

機器がある場合

機器がない場合



○廃棄物・リサイクル業者に廃棄機器を引渡し際に引取証明書の写しを渡します。
引取証明書によりフロン回収済みであることを確認できないと、その機器の引取りは拒否されます!

※廃棄物・リサイクル業者が充填回収業の登録を受けている場合には、フロン類の回収とあわせて機器の引取りも依頼することができます。

フロン類は強力な温室効果ガスです!

フロン類は冷媒などに使用される一方、二酸化炭素の100~10,000倍という強力な温室効果があり地球温暖化に甚大な影響を及ぼします。フロン類の排出を抑制することで、地球温暖化の防止やオゾン層保護に貢献できます。



詳細は、フロン排出抑制法ポータルサイトを御覧ください。

フロン法ポータルサイト 検索 <http://www.env.go.jp/earth/furon/>

お問い合わせ先

- 都道府県のフロン排出抑制法担当部局 <http://www.env.go.jp/earth/ozone/cfc/ctr.html>
- 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 フロン対策室 TEL:03-3581-3351(内線6753)
- 経済産業省 製造産業局 化学物質管理課 オゾン層保護等推進室 TEL:03-3501-1511(内線3711)

フロン排出抑制法による機器廃棄時の規制強化について

廃棄物・リサイクル業者の皆様へ

フロン排出抑制法の改正（2020年4月1日施行）により
フロン類の回収が確認できない機器の
引取りは禁止されました。

違反した場合には**50万円以下の罰金**が科せられます。

対象となる機器

業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器のうち、フロン類が使われているもの



引取証明書(写し)でフロン類が回収済みであることを確認したとき
または

充填回収業者として自らフロン類を回収するとき
は引き取ることができます。

対象とならない機器



※カーエアコンは自動車リサイクル法、家庭用製品は家電リサイクル法の対象です。

Q 具体的にどのような場合に対象機器の引取りが可能ですか？

A 主に以下の場合に引取りが可能です。

① 引取証明書を受け取った場合 ② 自らフロン類を回収する場合



Q 家庭用の製品はどのように処分したらよいでしょうか？

A 家電リサイクル法等に従い、フロン類を回収してください。
※廃棄物処理法によって、処理基準上フロン類の回収が義務づけられています。

Q 可燃性冷媒のノンフロン機器はどのように処分したらよいでしょうか？

A 冷媒回収の義務はありませんが、機器処分の際には火災等に十分気をつけてください。

フロン類は強力な温室効果ガスです！

フロン類は冷媒などに使用される一方、二期化炭素の100～10,000倍という強力な温室効果がより地球温暖化に甚大な影響を及ぼします。フロン類の排出を抑制することで、地球温暖化の防止やオゾン層保護に貢献できます。



詳細は、フロン排出抑制法ポータルサイトを御覧ください。

フロン法ポータルサイト

検索

<http://www.env.go.jp/earth/furon/>



お問い合わせ先

都道府県のフロン排出抑制法担当部署 <http://www.env.go.jp/earth/ozone/dcc/ctr.html>

環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 フロン対策室

TEL: 03-3581-3351 (内線6753)

経済産業省 製造産業局 化学物質管理課 オゾン層保護専任室

TEL: 03-3501-1511 (内線3711)



出典：環境省作成リーフレット「フロン排出抑制法リーフレット(廃棄物・リサイクル業者のみなさまへ)」
(<https://www.env.go.jp/earth/furon/files/recycleleaflet.pdf>)



<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/eco/>

終

